

# カントにおける世界市民主義の道徳的様相

——『人間学』(1798年)とその遺稿を手がかりに——

西 田 雅 弘

## 目 次

はじめに

1. 世界市民主義の顕在化の手がかり
2. 『人間学』における世界市民主義
  - (1) 人類の性格
  - (2) 人間の素質
  - (3) 市民的体制
  - (4) 世界市民社会
3. 『人間学』の遺稿における世界市民主義
  - (1) 人類の歴史
  - (2) 「幸福であること」
  - (3) 「個人的」「市民的」「世界市民的」
4. 世界市民主義の諸相
  - (1) 教育論
  - (2) 市民社会論
  - (3) 宗教論

結 び

## はじめに

カントの倫理学や歴史哲学、それどころかカント哲学全体の基層には、ヨーロッパ固有の伝統的な世界市民主義がある。マーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) は、「カント自身の世界市民主義の叙述は、間違いなく18世紀の伝統から生じているが、この伝統とそれへのカント自身の接近の両方は、古代の理念によって、とりわけ世界市民 (*kosmou polites*) および「世界市民主義」という思想が初めて哲学的な刻印を経験した古代ローマのストア主義によって貫徹されている」<sup>(1)</sup>と述べている。カントの世界市民主義は、18世紀におけるヨーロッパの伝統を継承しつつ、しかも同時に古代ローマのストア派から直接影響を受けることによって形成されている。

世界市民主義は、古代ギリシアのキニク派に起源を持ち、出身地や居住地、地位や身分、性別などによって自分のあり方が規定されることを拒絶して、

普遍的な理性的価値や道徳的目的を重要視する考え方である。古代ローマのストア派によれば、人間の共同体の基礎はすべての人間の理性 (神性の一部) の価値にある。人間はただ理性的道徳的であるというだけで際限のない価値をそなえており、理性の尊厳はどこにあっても尊重に値する。この理性こそが人間を同じ仲間の市民にする。人間は自分たち自身が人類全体に根本的にかつ深いところでつながっていると見なければならず、種全体の善に思いをめぐらさねばならない。このような意味において世界市民は、心理的安定をもたらす地域集団への忠誠心にとらわれているいわゆる市民に対して、「ある種の亡命者」である<sup>(2)</sup>。

ヌスバウムによれば、カントがこのストア主義から摂取したのは、「自由で理性的で、人間性において平等な存在者の国の理念」、つまり「その存在者のおのおのは、たとえ世界のどこに暮らしていても、目的として取り扱われる」という道徳的核心であった<sup>(3)</sup>。ヌスバウムは、カントが世界市民的な人間性の理念に関してストア派に深い親しみを見出していたと述べつつ、カントの著作のうちにその影響を示す具体的事例を指摘している。例えば、『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年、以下『基礎づけ』)における普遍性の定式と人間性の定式の結び付きにキケロ (Cicero, 106-43B.C.) の『義務論』の影響を、また、『実践理性批判』(1788年)の巻末に記された空の星と道徳法則への畏敬にセネカ (Seneca, 4B.C.-65A.D.) の「第41の手紙」との類似を、そして『実用的見地における人間学』(1798年、以下『人間学』)における人間性や世界市民性にマルクス・アウレリウス (Marcus Aurelius, 121-180) の影響を指摘している<sup>(4)</sup>。そして、「それを目的論に結び付けることなく、ストア派の世界市民主義の立場の道徳的核心を受け取ろうとしている」ところにカントの世界市民主義の格別の重要性を見出してい

る<sup>5)</sup>。

他方、ヌスバウムの論文では具体的に言及されていないが、カントが18世紀における伝統的な世界市民主義の系譜に立脚していることは言うまでもない<sup>6)</sup>。例えば、『純粹理性批判』(1781/87年)の「超越論的方法論」において、カントは「道徳的世界」を説明するために「神秘的肢体 corpus mysticum」(3,525.08(B836))<sup>7)</sup>という用語を持ち出しているが、より正確には「キリストの神秘的肢体 corpus Chisti mysticum」と呼ばれるこの用語は、アウグスティヌス (Augustinus, 354-430) 以来のキリスト教の伝統的用語である。それは、教会がキリストを頭とするキリストの肢体であり、キリスト教徒は教会においてキリストと一心同体であることを表しており、「人間世界の全体を1つの身体と考え、多くの個々の人間を1つの身体の数多くの手足」<sup>8)</sup>と考えたストア派の有機体モデルとの結び付きを見ることができる。「神秘的肢体」はストア派世界市民主義のキリスト教的発展形態にほかならない。

また、「超越論的方法論」の同じ節の中で、カントはライプニッツ (Leibniz, 1646-1716) に言及し、叡智者たち die Intelligenzen の世界は自由の体系としては「道徳的世界 (恩寵の国 regnum gratiae)」(3,529.11(B843)) と呼ぶことができると述べている。『純粹理性の新しい批判がより古い批判によって無用にされるはずの発見について』(1790年)の中でカントは、「恩寵の国 (究極目的に関しては、つまり道徳法則の下にある人間に関しては目的の国)」(8,250.25) のように「恩寵の国」を「目的の国」と並記し、「目的の国」の概念がライプニッツの「恩寵の国」に結び付く概念であることを示している。「道徳的世界」に言及するとき、カントが「神秘的肢体」や「恩寵の国」を引き合いに出していることから、ヌスバウムの指摘のように、カントが18世紀における伝統的な世界市民主義の系譜に立脚していることは明らかであろう。しかし、カントはその系譜の単なる追随者ではなかった。『基礎づけ』の分析によれば、「目的の国」の原理は「恩寵」ではなくて「自律」である。人間理性の実践的使用だけを出発点にして「道徳的世界」のあり方を解明しようとするとき、カントは、神的なものから理性的存在者としての人間へと大きく論点を転

換し、世界市民主義の系譜に新たな近代的地平を切り拓いている。

ところで、カント自身は、『世界市民的意図における普遍史の理念』(1784年、以下『普遍史の理念』)のほかには世界市民主義を主題に掲げた著作を残していない。Weltbürger や Kosmopolit およびこれらに関連する派生語も、主にいわゆる歴史哲学を中心とした著作や遺稿に散見されるだけである<sup>9)</sup>。伝統的な世界市民主義を継承しつつ、さらにその起源であるストア派に親密さを示しているにもかかわらず、カントは世界市民主義そのものには積極的に言及していないように見える。なぜなのか。世界市民主義は、カント自身がそこに立脚し、彼の思索がそこから横溢する思想的基層だったからではないのか。それ自体はもはやカント自身の思索の対象にはなり得ない前提だったのではないか。もしそうだとすれば、カントにおける世界市民主義を顕在化してみせることは、カントの倫理学や歴史哲学の理解に新たな視点をもたらすことになるのではないか。他方で、1990年代以降、いわゆるカントの平和論が見直され、「世界市民」や「世界市民法」をキーワードにして現代の世界情勢に援用しようとする試みがなされている<sup>10)</sup>。このような現代的な視点からも、カントの世界市民主義をカント自身の叙述に即して文献内在的に顕在化してみせることは少なからぬ意義があるはずである。カントの世界市民主義はこれまで十分に顕在化されているとは言い難い。伝統的な世界市民主義の系譜はカントに継承されて受容され、どのような様相を呈しているのか。これを明らかにすることが本稿の課題である。

## 1. 世界市民主義の顕在化の手がかり

カントの委託によってイエッシェ Jäsche が編集して出版した『論理学』(1800年)、いわゆる「イエッシェ論理学」には、以下の有名な箇所がある。「学校概念 der Schulbegriff」に従う哲学と「世界概念 der Weltbegriff」に従う哲学を区別した上で、カントは次のように述べている。

この世界市民的な意味での哲学の領域は、次の問いに帰着させることができる。

1) 私は何を知ることができるか。

- 2) 私は何を為すべきか。
- 3) 私は何を望むことが許されるか。
- 4) 人間とは何か。

この第1の問いには形而上学が、第2の問いには道徳が、第3の問いには宗教が、そして第4の問いには人間学が答える。しかし、根本的にはこれらすべての問いは人間学に数え入れることができるだろう。というのも、最初の3つの問いは最後の問いに関連するからである。(9,025.01)

この箇所には、「世界市民的な意味での哲学」が明示されており、カントの世界市民主義の顕在化にとって重要な糸口であると見ることができる<sup>(11)</sup>。カントはこの「世界市民的な意味での哲学」の諸領域を根本的には「人間学」に数え入れることができると述べている。しかし、ここに挙げられている「人間学」は何を指しているのか。カントは、1772-73年の冬学期から1796年まで、20年余りにわたって「人間学」の講義を続け、その内容を自ら編集して出版している。これが『論理学』とほぼ同時期に出版された『人間学』である。第4の問いに答える「人間学」はこの刊行された『人間学』のことであろうか。

1793年5月4日付のシュトイトリン Stäudlin 宛の手紙の中で、カントは次のように述べている。

純粹哲学の領域で私がしなければいけない取り組みであり、すでにずっと以前から構想されていた計画は、3つの課題の解決にかかわっていました。1) 私は何を知ることができるか(形而上学)、2) 私は何を為すべきか(道徳)、3) 私は何を望むことが許されるか(宗教)。これには、最後に第4の問いが続かなければなりません。すなわち、人間とは何か(人間学、これについて私はすでに20年以上も前から毎年講義を行ってきました)。(11,429.10)

この手紙の文面には、第4の問いに答える「人間学」が、カントが20年余りにわたって続けた講義を取りまとめた『人間学』にほかならないことが示されている。したがって、この文面通りに理解すれば、「世界市民的な意味での哲学」が帰着するのは、刊行された『人間学』にほかならないことにな

ろう<sup>(12)</sup>。すでに見たように、ヌスバウムによれば、『人間学』における人間性や世界市民性にはストア派の影響が見られ、また、『人間学』およびその遺稿のうちに Weltbürger や Kosmopolit などの単語がもっとも多く見出される<sup>(13)</sup>。それゆえに、カントの世界市民主義の顕在化の手がかりを『人間学』に求めることは的外れではないだろう。このような想定の下で、『人間学』とその遺稿を手がかりに、以下、カントの世界市民主義の様相を明らかにしたい。

## 2. 『人間学』における世界市民主義

『人間学』の序言でカントは次のように述べている。

人間学が学校の次に続かなければならない世界知と見なされる場合、それが世界の事物の広範な知識、例えば、さまざまな土地や気候の動物や植物、鉱物の知識を含む場合には、そのような人間学は本来まだ実用的とは呼ばれない。それが世界市民としての人間の知識を含む場合に実用的と呼ばれる。(7,120.01)

前章で指摘した『論理学』の引用箇所において、カントは「学校概念」と「世界概念」を区別した上で「世界市民的な意味での哲学」に論及していた。『人間学』においても、「学校」と「世界知」を区別し、「事物」の知識ではなくて、「世界市民としての人間」の知識を含む世界知が実用的人間学と呼ばれと述べている。そもそも、カントにとって「人間とは何か」という問いは「世界市民としての人間とは何か」という問いであり、まずこの点にカントの世界市民主義の視点を看取することができるだろう。

『人間学』は、第1部人間学的教授法と第2部人間学的性格論から構成され、前者には「人間の内面および外面を認識する仕方について」、後者には「人間の内面を外面から認識する仕方について」という副題が付いている。人間学は、世界市民としての人間の内面および外面に関する知識の体系にほかならない。しかし、だからといって『人間学』の全般が世界市民主義についての叙述であるわけではな

い。第1部では、多元主義について、「自分自身のうちに全世界を包括しているようにはなくて、自分を単なる世界市民と見なして振る舞うという考え方」(7,130.13)と述べている以外に関連する叙述は見当たらない。第2部では、「C. 諸国民の性格について」の中で、スペイン人は「外の世界を自分の眼で知ろうとせず、その上さらに（世界市民として）外へと移住しようという非打算的な好奇心が湧いてこない国民」(7,316.33)の1つであり、これに対してフランス人、イギリス人、ドイツ人はこの点に関して積極的である、と述べている。また、「ドイツ人は国民的自負を持たず、あたかも世界市民として自分の故郷に執着しない」(7,318.18)とも述べている。出身地や居住地、地位や身分、性別などによって自分のあり方が規定されることを拒絶することが「世界市民」の原初的な姿であったように、カントが「世界市民」に関して「多元主義」「海外移住」「故郷に非執着」などのイメージを重ねていることが推測されるだろう。しかし、これらの断片的な叙述からはそれ以上のことを見出すことはできない。世界市民主義に関連する系統的な叙述があるのは「E. 人類の性格について」の節である。本章では、この箇所の叙述を追跡することによってカントの世界市民主義の様相を顕在化することにしたい。

### (1) 人類の性格

カントは「生命体の性格」について、「それによってその生命体の使命があらかじめ認識できるもの」(7,329.14)と述べている。人類の性格はその使命に関してどのように規定されるのか。

一般に定義は類概念に種差を加えることによってなされるが、カントは人類の性格をこの形式によって定義することはできないと見ている。というのも、この形式によって定義しようとすれば、理性的存在者という類概念に地球上に住む理性的生物としての種差を加えなければならないが、われわれは地球外に住む理性的生物について何も知らないのだから、これと比較して地球上の理性的生物の特徴を、つまり種差を提示することができないからである。それゆえに、カントによれば、もし人類にある性格がそなわっているとすれば、それは人類が「自ら生み出す sich selbst schaffen」(7,321.31)ほかないことになる。このような推論とともに、カントは、「人

間は自分自身で立てた自分の目的に向かって自己を完成させていく能力がある」(7,321.32)という点に着目している。つまり、「人間は理性能力を賦与された動物 (animal rationabile) として自分自身から理性的動物 (animal rationale) を作り出すことができる」(7,321.33)のである。人類の性格はあらかじめ定義できるものとして定まっているわけではなくて、人類が自ら生み出していくものであり、そして実際、人間には目的に向かって自己を完成させていく能力がある。これが人間および人類の使命についてのカントの基本的な見方である。

しかし、人類のこのような歩みは容易ではない。というのも、人類の中には「不和の芽 der Keim der Zwietracht」(7,322.05)が事実としてあるからである。したがって、人類は自分の理性によって「融和 die Eintracht」をもたらずか、あるいは少なくとも永続的に融和に接近していくほかないことになるが、人類の融和はあくまでも理念上の目的にすぎない。そこでカントは、不和という事実に基づいて、むしろその不和を人類の自己完成のための「手段」と見なそうとする。人類の歩みは、たとえ数多くの犠牲をとまなうにしても、このような枠組みの中で進んでいく、というのがカントの見方である。

### (2) 人間の素質

地球外に住む理性的生物と比較して人類の性格を示すことができないにしても、地球に住む他の生物との比較によって人類の性格を特徴づけることはできる、とカントは見ている。というのも、人間には、他の生物から区別される人間固有の「素質 die Anlage」がそなわっているからである。すなわち、人間は、(1) 技術的素質、(2) 実用的素質、(3) 道徳的素質、という3つの素質を持っているのである<sup>(14)</sup>。(7,322.13)

(1) 技術的素質について、カントは具体的に他の動物との比較を挙げ、人間の手や指、さらに指先の形態が物を巧みに扱うことを可能にし、それと同時に理性を巧みに扱うことも可能にしたと述べている。これは、物を使用するための、意識に結びついた機械的な素質、熟練の素質である。

(2) 実用的素質とは、他人を自分の意図のためにうまく利用する素質であり、社会的関係のなかで、自己権勢の野蛮から脱して礼儀正しい存在者に

なるという素質である。これは「教化 die Kultur によって市民化 die Zivilisierung する」(7,323.21) という素質でもある。そのためには「しつけ die Zucht (規律 die Disziplin)」による「教育 die Erziehung」が必要である<sup>(15)</sup>。この素質に関してカントは、他の動物と比較して次のように述べている。「すべての他の放任された動物は、それぞれの個体がその全使命に到達しているが、しかし、人間の場合は類が到達するにすぎない。そのため、人類は見渡し難いほど多くの世代の系列における前進によってだけその使命へと努力して前進することができる」(7,324.05)。人類の使命は、動物のように個体において達成されているのではなくて、つまり個人としてではなくて、世代を重ねることによって人類として初めて達成される。前節で見たように、人類の性格はあらかじめ定まっているわけではなくて、人類自身によって生み出されるものであった。社会的関係にかかわるこの実用的素質は、市民的体制の実現の文脈につながっていく。

(3) 道徳的素質とは、法則に基づき、自由の原理に従って自他に対して行動する素質のことである。人間は本性上善であるのか、悪であるのか、あるいはいずれでもあるのか。カントはこの問いについて、人間は自分が義務の法則の下にあることを自覚しているので、本性上善であると見ている。これは、人間性一般の「可想的性格 der intelligibele Charakter」(7,324.22) である。しかしわれわれは、人間には許されていないことを熱心に欲求する「悪への性癖 der Hang」があることも経験的に知っている。つまり「可感的性格 der sensibele Charakter」(7,324.29) としては本性上悪であるとも見なされる。しかし、この2つの性格は人類の性格を問題にする場合に矛盾することはない。というのも、人類の使命の本質はより善いものに向かう持続的な進歩のうちに、つまり「可想的性格」のうちにあるからである。

要するに、人間を他の動物から区別するその素質に着目すれば、人類の使命は、「1つの人間社会にあって、技術と学問によって自己を教化し kultivieren、市民化し zivilisieren、道徳化する moralisieren」ことである (7,324.35)。カントによれば、この「教化」「市民化」「道徳化」の過程こそが、人類が自らの性格を自ら生み出していく過程に

ほかならない。しかし、前節で見たように、人類のこの歩みは「不和の芽」のために多くの犠牲を余儀なくされる。使命から逸脱することになる原因について、カントは具体的に次の点を指摘している。(1) 基本的に人間の「教育」は人間がするほかになく、つまり、教育を必要とする人間が人間を教育をするしかないという不完全さが常にともなっている。(2) 人間の自然的な成熟は、社会の中での市民としての成長よりも早く、両者の時期は一致しない。このアンバランスが悪徳を生む要因になる。(3) 学問の成果と個人の寿命にもアンバランスがある。学問の成果は学者の死によって中断し、ふたたび初学者から始まらざるを得ない。(4) 幸福に値することすら人類には未解決である。生得的な悪への性癖は人間理性によって制御されることはあるが、根絶されることはあり得ないからである。これらの「教育」「成長」「学問」「悪」にかかわる困難があるにもかかわらず、カントは人類の使命の達成について悲観的ではない。義務の意識の自覚は人間の「可想的性格」を示しており、したがって、人類にはその使命を目指す善の素質があると見ているからである。

### (3) 市民的体制

カントは市民的体制について、「人類の使命である究極目的のための、人類における善なる素質が最高度に高められた人為的 künstlich な段階」(7,327.12) であると述べている。それは、「自由の原理と同時に合法的な強制の原理」(7,328.11) に基づく体制にほかならない。人間は、工夫豊かな素質および道徳的な素質を賦与された理性的存在者である。したがって、社会生活を営む際に、教化とともに相互に利己的に加える害悪がいつそう強く感じられるようになれば、個人の私的な感覚を、全員が一体となった「共通感覚 der Gemeinsinn」(7,329.33) に従わせ、たとえ嫌々ながらも「(市民的強制の) 規律」に従うという手段を見出す。人間がこの規律に従うのは、自分自身が立てた法則に従うことであり、このことを意識することによって人間は自分が気高くなったように感じ、理性の理想に示された人類の使命に適っていると感じる。

要するに、市民的体制は「自由」と同時に「強制」のともなう体制であり、この「強制」に従うこ

とによって相互の利己的な害悪を克服しようとする体制である。この「強制」は、人間が自分自身に与える法則に自ら従うことにほかならず、この自己規定性のゆえに、市民的体制は人類の善への素質が「最高度に高められた人為的な段階」である、とカントは見ているのである。それは既存の現実的なものではなくて、「教化から道徳性へ」(7,327.21)と進んでいく過程で人類がそれに向かって努力する「理念」である。ただし、「悪への性癖」がある限り、この理念は「無力な理念」(7,328.15)である、ともカントは述べている。

ところで、このような市民的立法は、「自由」と「法則」を「権力」が媒介することによって成立する。これらの3つの関係について、カントは次の4通りの組合せを提示している。

- A. 権力をともなわない自由と法則（無政府）
  - B. 自由のともなわない法則と権力（専制）
  - C. 自由と法則をともなわない権力（野蛮）
  - D. 自由と法則をともなう権力（共和制）
- (7,330.30)

そして、それが直ちに「民主制」を意味するわけではないことを強調しつつ、市民的体制として相応しいのはDの「共和制」であると述べている。

#### (4) 世界市民社会

カントは、経験的な視点から見た場合の人類の性格として、さらに次の点を挙げている。人類は総体 *kollektiv* として「平穩に共存しないわけにはいかず、しかも相互にいつも敵対的であることを避けることもできない」(7,331.19)。その結果、自分たち自身に由来する法則の下で相互に強制し合うことを通して、いつも分裂に曝されてはいるものの、「世界市民社会 (*cosmopolitismus*) へと普遍的に進歩していく連合 *die Koalition*」(7,331.23)へと使命づけられていると感じることになる。つまり、市民的体制をそなえた諸国家は、敵対しつつも共存しないわけにはいかないことから「連合」を目指すようになる。この「連合」は、分裂の要因をはらみながらも「世界市民社会」を目指して進歩を続ける。ただし、カントによれば、この「世界市民社会」は到達不可能な理念であり、人類の使命として追求でき

るという意味での統制的原理である。このように、国家内の市民的体制としての「共和制」から諸国家間の「連合」へと議論が展開し、さらにその先に「世界市民社会」の理念が提示される。カントの世界市民主義はこのような文脈において顕在化する。

カントによれば、確かに人間の振る舞いには「人間嫌い *misanthropisch*」(7,332.02)を引き起こす事例が少なくない。しかし、人間のうちには「道徳的素質」、つまり理性による生来の要求がある。すなわち、悪への性癖に対抗し、人類を悪としてではなくて、障害の下で悪から善へと絶えず努力する理性的存在者の類として示す、という理性の要求がある。「E. 人類の性格について」の末尾で、カントは次のように述べている。

人類の意欲は一般的には善である。しかし、その実現が困難であるのは、目的の達成が諸個人の自由な一致によってではなくて、ただ、世界市民的に結合された体系としての人類における、またそのような人類を目指す地球市民たち *die Erdbürger* の前進する組織によってだけ、期待され得るものだからである。(7,333.05)

諸国家間の国際関係の議論における「世界市民社会」の理念は、ここでは人類の善の素質の実現、つまり人類の道徳的使命と重なっているように見える。人類の使命は、個人ではなくて、「世界市民的に結合された体系」としての人類によって、つまり「地球市民たち」によってだけ実現される、とカントは見ているのである。

『人間学』第二部の「E. 人類の性格について」におけるカントの叙述は上述の通りである。人類の使命は、「技術的素質」「実用的素質」「道徳的素質」という3つの素質の実現によって果たされる、というのが叙述の大筋であるように見える。そしてこれらの素質の実現が「教化」「市民化」「道徳化」という人類の営為にはほかならず、「市民社会」の実現を目指しつつ最終的には「道徳化」によって「世界市民社会」に到達するのである。したがって、このような「世界市民社会」を目指す人類の使命の叙述のうちに、カントの世界市民主義の道徳的な様相を看取することができるのではないか。次章では、

さらに『人間学』の遺稿に論及することによってこの点をいっそう明確にしたい。

### 3. 『人間学』の遺稿における世界市民主義

『人間学』の遺稿 Reflexionen zur Anthropologie は、アカデミー版カント全集第15巻の Nr.158 から Nr.1524 に掲載されている。これらの遺稿のうちには世界市民主義に直接関連するものも少なくない。例えば Nr.1170 では、「地上の息子 der Erdensohn」と「世界市民」を「2つの立場」(15,517.20)として対比し、われわれは、前者の立場では「商売 Geschäfte」や「われわれの満足 Wohlbefinden に影響する限りでのことがら」にしか関心を示さないが、後者の立場では「人間性、世界全体、事物の根源、事物の内的価値、究極目的」に関心を示すことが述べられている。また、世界市民主義と「愛国心 Patriotism」の関係について言及しているものもある。Nr.1353 では、国家に関する妄想は理性によって根絶され、「愛国心と世界市民主義」(15,591.02) がそれに代わらなければならないと述べられ、Nr.1430 では、野蛮な徳と訓練された合法的な徳に対して、「愛国的な徳」と「世界市民的な徳」(15,625.09) が対比され、さらに Nr.1518 では、「原則に基づく愛国者は世界市民である」(15,873.18) とも述べられている。これに対して Nr.1451 では、人類は言語や宗教や習慣によって多種多様な民族に分かれ、それぞれの「愛国心」によって「世界市民的心情」(15,634.05) がじゃまされているとも述べられている。

「世界市民」を「2つの立場」のうちの1つとする見方は、カントの世界市民主義の理解に重要な示唆を与えている。また、カントが世界市民主義と「愛国心」の関係をどのように考えているのかという点は、きわめて興味深い論点の1つである。しかし、本章では、前章で取り上げた『人間学』第二部「E. 人類の性格について」の叙述と内容が重なり、しかも系統的でまとまりがあると思われる遺稿 Nr.1524 を中心にして、カントの世界市民主義の道徳的な様相を明確化することにしたい。

#### (1) 人類の歴史

遺稿 Nr.1524 は、「すべてのことは昔まさにその

ようにあったし将来あり続けるだろうという先入観は有害である」(15,896.14) という一文で始められている。この一文は歴史的展開という想定を予想させるが、それについてカントは続く段落で次のように述べている。

それぞれの被造物は、その本性のすべての素質が合目的に展開されることによって、しかもただ単に類 species だけではなくて、あらゆる個体 individuum もまた最終的にその全使命を実現することによって、その使命に到達する。われわれはこのことを自然の目的とみなすことができる。(15,896.17)

動物では個体が直接その使命を実現することができるのに対して、人間では長い世代を通して類が、そしてそのようにして究極的には個人もその使命を実現する。このような人間のあり方は、『人間学』において人間特有のあり方として示されていた。

ところで、カントは Nr.1524 の冒頭に「人類の歴史」という表題を付けている。使命の実現の過程を「人類の歴史」と捉えることは『人間学』では必ずしも明確ではなかった。Nr.1468 では次のように述べられている。

自然はここで国際連盟へと促すように作用する。普遍的平和(墓地)によってだけ市民的体制の内的なものはその完全性を獲得することができる。この完全化はどのような順序で進行するのか。[これが]世界市民的な歴史記述の方法[である(筆者)]。(15,684.01)

「普遍的平和」を「墓地」にたとえる比喩は『永遠平和のために』(1795年)の冒頭の叙述を想起させるが、他方、市民的体制の完全化の筋道を示す「世界市民的な歴史記述の方法」は、『普遍史の理念』で採用された叙述の方法である。「自然素質」の完全な展開という「自然の目的」の提示から始まって、「市民社会」の実現、「対外的国家関係」の整備、そして「世界市民的状态」の導入へと進む『普遍史の理念』の背後にも、「教化」「市民化」「道徳化」という筋道がある<sup>(16)</sup>。したがって、同様に、「教化」「市民化」「道徳化」によって最終的に「世

世界市民社会」を目指した『人間学』の叙述も「世界市民的な歴史記述」であると理解することができるだろう。ところで、Nr.1420では、歴史記述が「世界現状記的 cosmographisch」「伝記的 biographisch」「世界市民的 cosmopolitisch」の3つに区別されることが述べられている(15,618.20)。前の2つが現在および過去の歴史記述であるとするれば、最後の世界市民的な歴史記述は、いわば未来の歴史記述であろう。『人間学』における人類の使命の叙述は「人類の歴史」の叙述であり、それは「世界市民的な歴史記述」、つまり人類の未来の歴史の記述である。

## (2)「幸福であること」

遺稿 Nr.1524では、人類の使命について次の3点が挙げられている(15,896.24)。1. すべての自然的素質の展開の中で、理性的被造物として自らの才能をすべて教化すること、2. 単に自分に対してだけではなくて、法則によってその自由が最も完全な規律のうちにある社会において、自由であること、3. 自分が至福 die Glückseligkeitの創始者であり、この至福が普遍的最善の原理に基づくがゆえに、幸福 glücklichであること、この3点である。第1の「才能の教化」と第2の「自由であること」という使命は、『人間学』の「教化」と「市民化」の使命に重なっていると見ることができる。しかし、第3の「幸福であること」という使命は『人間学』の文脈では必ずしも明示的には挙がっていなかった。この点についてどのように考えたらよいのか。

使命の実現を困難にする要因を列挙した『人間学』の箇所には、理性が「幸福であるに値すること、すなわち道徳性」(7,326.13)という条件へと制限するので、人類は「至福」に関してほとんどその使命を果たせないように思われる、と述べられている。この表現によれば、「至福」もまた人類の使命の1つであるように見える。「幸福であるに値する」という独特の言い回しによって、カントは道徳性こそが幸福の条件であることを主要な著作において繰り返し述べている<sup>(17)</sup>。カントにおいて「幸福であるに値すること」は道徳性と表裏の関係にあり、幸福の問題は同時に道徳性の問題である。したがって、「幸福であること」という第3の使命は、その前提としての道徳性にかかわる使命であると見

ることができるだろう。そうだとすれば、Nr.1524において「才能の教化」「自由であること」「幸福であること」と表現されている人類の使命は、内容的には『人間学』において明示的に挙げられた3つの使命、すなわち「教化」「市民化」「道徳化」の使命と同一であると理解してよいだろう。そして同時に、「道徳化」の使命は、実は「至福」や「幸福」と表裏の関係にあることも明らかにできるだろう。これらの点は、世界市民主義と「最高善」(5,110.35)のかかわりを予想させるのではなかろうか。

## (3)「個人的」「市民的」「世界市民的」

遺稿 Nr.1524は、上述の3つの使命の叙述の後に突然中断し、次のような単語の羅列が続く。

個人的 persönliche。市民的 bürgerliche。世界市民的 cosmopolitische。

1. 最大の熟練。2. 最大の合法的な自由(自由と平等)。3. 最大の道徳性。

1. 教化された Kultiviert。2. 市民化された Zivilisiert。3. 道徳化された Moralisiert。いまの状態はどうか。a. 高度に教化されている、b. 半分だけ市民化されている、c. (全体として)ほとんどまったく道徳化されていない。(15,897.03)

公表されることを想定しない遺稿が文章として不完全であるのはやむを得ない。遺稿集の編者アディケス(E. Adickes, 1866-1928)は、上記の引用箇所の1行目がここに入るかどうかは必ずしも確実ではないと脚注を付けている(15,897.28)。というのも、この3つの単語は、上述の3つの使命の1. から3. の文章の横に追加記入されたものだからである。編者は、これをこの行に置くことが不適切であるとは言えないとしつつ、最初の「個人的」は使命の1. の最初に結びつくはずだと見ている。そして、追加記入された3つの単語のうちの「個人的」は引用箇所のこれ以下の行の「1. 熟練」および「1. 教化された」に、「市民的」は「2. 自由」および「2. 市民化された」に、そして「世界市民的」は「3. 道徳的」および「3. 道徳化された」にそれぞれ関連していると推測している。さらに編者は、プットリッヒ(Ch. F. Puttlich, 1763-1836)<sup>(18)</sup>の人間学ノート320頁から「教化は元来個

人にだけかかわり、市民化は社会にかかわり、道徳化は普遍的な世界最善にかかわる」(15,897.34)という一文を引用している。脚注の最後では、上記の引用箇所1行目の「世界市民的」の形容詞の後ろに「展開 Entwicklung」あるいは「使命 Bestimmung」という単語が省略されているとも推測している。

遺稿 Nr.1524 の上記の引用箇所およびこれについての編者の脚注は多くの示唆を与えている。というのも、刊行された『人間学』や『普遍史の理念』などの著作において「教化」「市民化」「道徳化」という統一的な表現によって示されている概念とそれらの関連がいっそう明確になるからである。Nr.1524 のその後の叙述も参照しつつ、「教化」「市民化」「道徳化」について次のように言うことができるだろう。

(1)「教化」は、「個人的」使命であり、才能を教化することによって「熟練」を目指す。この使命はすでに「高度に」実現されているが、しかし、「普遍的な最善」という目的によってではなくて、「学問の贅沢 Luxus in Wissenschaften」によってだけ活気づけられるので、「欲望、不安、労働、不平等、貧困」(15,897.12)が増大する。

(2)「市民化」は、「市民的」使命であり、「市民の完全性、すなわち賢明な法の下での真の自由と平等」(15,897.14)を目指す。この使命は「半分だけ」実現されている。というのも、これまでの市民的制度は、イギリスのように、理性や自由よりも「偶然およびより強者の意志」(15,897.20)に依存して来たからである。

(3)「道徳化」は、「世界市民的」使命であり、「普遍的な最善の原理」に基づいて道徳性を目指す。これは、「至福」の創始者として「幸福」を目指すことでもある。しかし、この使命は、全体としてはほとんどまったく実現されていない。われわれは「正義の代わりにの社交、名誉心の代わりにの虚栄」(15,897.23)によって、徳のないままに慣習づけられているからである。

これらの使命の実現過程は、人間の素質に対応して重層的構造を形成しているように見える。つまり「教化」の完成後に「市民化」が続き、その後「道徳化」が続くという時系列的な関係ではなくて、それぞれの使命は同時的並行的に実現されてい

くわけである。ただし、カントは同時代の状況について、「教化」のレベルでは「高度に」に進んでいるが、「市民化」のレベルでは「半分だけ」、さらに「道徳化」のレベルでは「(全体として)ほとんどまったく」進んでいないと評価しており、したがって、重層的構造を持ちながらも、進捗の焦点は「教化」から「市民化」、そして「道徳化」へと推移していくと見るができるだろう。カントの評価によれば、「市民化」がカントの同時代の現実的な関心の的であることがうかがえる。しかし、当時のイギリスやフランスの「市民化」を、カント自身は必ずしも「真の自由と平等」を実現しているものとは認めていないことに留意すべきである。

本章では、遺稿Nr.1524の検討によって次の点が明らかになった。(1)『人間学』における「教化」「市民化」「道徳化」という人類の使命の実現過程は、未来の歴史にかかわる「世界市民的な歴史記述」として捉えられること、(2)この「教化」「市民化」「道徳化」の使命は、「個人的使命」「市民的使命」「世界市民的使命」と表記されており、したがって「道徳化」こそがまさに「世界市民的使命」であること、それゆえに、(3)カントの世界市民主義は「世界最善」や「最高善」、さらに「至福」にかかわる道徳的な様相を持つこと、である。ところで、遺稿 Nr.1524 には、「改善の方法は、教育 Erziehung (教化 Kultivierung)、立法 Gesetzgebung (市民化 Zivilisierung)、宗教 Religion (道徳 Moral) である」(15,898.03)と述べられている箇所もある。カントの世界市民主義は「市民化」や「道徳化」だけではなくて、さらに「教育」や「宗教」にも密接な関連を持つことが示されている。次章では、カントの教育論や宗教論にも言及して、これらと世界市民主義の結び付きに触れることにしよう。

#### 4. 世界市民主義の諸相

本稿ではこれまで、『人間学』とその遺稿を手がかりにして、「教化」「市民化」「道徳化」の筋道のうちにカントの世界市民主義の道徳的な様相を析出してきた。ただし、それはまだ大筋が示されただけで、それぞれの概念について必ずしも踏み込んだ検討がなされたわけではなかった。しかしながら、た

とえそうではあるにせよ、むしろ『人間学』の叙述は、通常別々に取り扱われるこれらの概念を世界市民主義の下に一連のものとして関連づけているところにその意義があると見るべきではなかろうか。それぞれの概念については、それぞれの機会に個別の検討に委ねられるべきであろう。本章では、世界市民主義の下に包摂されるこれらの概念について簡潔に触れるだけにとどめたい。

(1) 教育論

カントの教育概念を知る手がかりとして、リンク(F.Th.Rink, 1770-1811)の編集による『教育学』(1803年)、いわゆる「教育学講義」を挙げる事ができる。しかし、覚書やメモなどの資料を整理したこのテキストには全体的な統一と整合が欠けており、カントの教育概念を明確に規定するのは至難の業である<sup>(19)</sup>。したがって、ここでは結論だけを示すことにする。カントの教育概念は、人間の素質に対応して図1のような樹形図にまとめることができる。

「教育」は大きく「養護」と「陶冶」に分けられる。人間は動物と違って生まれてすぐに自立することができない。つまり、両親の配慮としての「養護」が必要である。これに対して「陶冶」は教育の積極的部分であり、人間の素質に対応して「しつけ」「教化」「市民化」「道徳化」に分けられる。「しつけ」とは、動物的素質が人間性の障害とならないようにすること、つまり本能の制御である。「教化」とは、広義には「熟練性」の獲得を意味するが、狭義には、例えば読み書きや計算など、学校の「教授 die Unterweisung」にかかわる熟練性の獲得である。熟練性のうちでも、とりわけ人間関係に関する熟練性の獲得は「市民化」と呼ばれる。人間社会の中でうまくやっていくためには、礼儀作法だけ

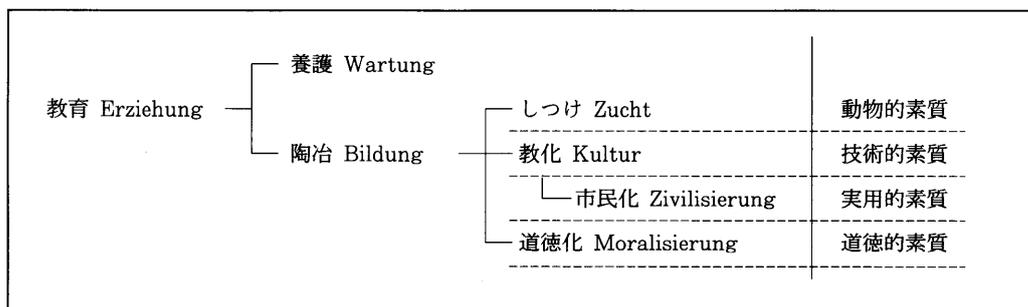
ではなくて、時には「伶俐 die Klugheit」も必要である。最後に「道徳化」とは、善い目的を選択する心情の獲得であり、この善い目的とは「あらゆる人によって必然的に是認され、同時にあらゆる人の目的でもあり得るような目的」(9,450.12)のことである。カントが「道徳化」を教育におけるもっとも重要なものと見ていることは言うまでもない。

カントによれば広い意味での教育は、人間の自然素質の展開への積極的な働きかけとして、単に「教化」だけではなくて、「市民化」や「道徳化」にもかかわっている。このような教育概念は、本稿がこれまで検討してきた『人間学』の内容にそのまま重なっており、教育の課題が世界市民的な人類の未来の歴史にかかわるものであることが理解されよう。「教育計画のための構想は世界市民的になされなければならない」(9,448.06)とカント自身が明言しているように、カントの教育概念はまさに世界市民主義に基づくものである。

(2) 市民社会論

『普遍史の理念』が「世界市民的な歴史記述の方法」の試みであったことは、すでに前章で触れた。すなわち、それは「自然素質」の完全な展開という「自然の目的」の提示から始まって、「市民社会」の実現、「対外的国家関係」の整備、そして「世界市民的状态」の導入へと進む人類の未来の歴史記述の試みであった。そういう意味で、『普遍史の理念』もまた『人間学』と同様に歴史記述の大筋を示すにとどまり、必ずしも個別の課題に十分踏み込んでいたとは言えない。「市民化」の使命に直接かかわる「市民社会」に関しては、『理論と実践に関する俗言』(1793年)が「自由」「平等」「自立」の原理を提示し<sup>(20)</sup>、また「対外的国家関係」に関しては、『永遠平和のために』が「世界共和国」や「国際連

図1 カントの教育概念



盟」の理念を提示している<sup>(21)</sup>。「市民化」にかかわる踏み込んだ議論は、「自然的状態」に対する「法的状態」の議論として、『人倫の形而上学』（1797年）の法論とともにこれらの著作に委ねざるを得ない。

ところで、カントの世界市民主義に着目すれば、『普遍史の理念』とほぼ時を同じくして『基礎づけ』が刊行された事情も明らかになる。『普遍史の理念』では最終的な「世界市民的状态」が「道德化」によって実現されることが示された。したがって、これに続いてカントが「道德性の最上原理の探求と確定」（4,392.03）へと向かったことは容易に理解されるからである。世界市民的な人類の使命の実現のためには、経験的要素に左右されないアプリアリな原理の定式化が不可欠であった。『基礎づけ』における「目的の国」（4,433.16）の概念は、カントの世界市民主義の1つの到達点であるといえることができるだろう。道德性のアプリアリな原理探求が世界市民的な歴史記述とパラレルな関係にあることを看過してはならない。

### (3) 宗教論

カントは、『単なる理性の限界内の宗教』（1793年、以下『宗教論』）において、宗教の本質は「あらゆる人間の義務を神の命令として履行すること」（6,110.08）であると述べている。義務の意識を「神の命令」と見なすことによって宗教が成立する。つまり、義務の意識としての道德が宗教に先行する、とカントは考えているわけである。他方、「道德はそれ自身のために（意欲することに関して客観的にも、なし得ることに関して主観的にも）まったく宗教を必要とせず、純粹実践理性によって、それ自身で十分である」（6,003.11）と述べて、道德が宗教に依存しないことを明らかにしている。これらのことから、宗教に基づいて道德が成立するのではなく、逆に、道德に基づいて宗教が成立するという逆転をカントが考えていることが理解できるだろう。実践理性に基づいて道德が成立し、その道德は「不可避免的に宗教へと導く」（6,006.08）わけである。カントによれば、宗教はあくまでも道德の随伴物、あるいは「乗物 Vehikel」（6,188.23）であり、要するに、道德的目的のための手段にすぎない。例えば「正餐式」という儀式について、カントは「人々の

偏狭で利己的な協調性のない考え方を、世界市民的な道德的共同体という理念にまで拡大するようなものを含んでいる」（6,199.35）と見ている。義務の意識を「神の命令」として意識すれば、それだけいっそう道德的義務を実践しやすくなるわけである。既存の歴史的な宗教を道德的实践の手段として活用するということが、宗教に対するカントの基本的なスタンスである。このようにして、カントの宗教論は「道德化」の使命の現実的局面を担うことになる。

『宗教論』において「道德化」の使命は、「法的市民社会」に対比された「倫理的市民社会」（6,094.28）の問題として取り扱われる<sup>(22)</sup>。この「倫理的市民社会」は「倫理的公共体 ein ethisches gemeinsames Wesen」とも呼ばれるが、これが「神秘的肢体」や「恩寵の国」などの伝統を継承する概念であることは容易に理解できるだろう。ただし、カントは宗教と道德の主従関係を逆転させることによってこの概念から宗教的色彩を払拭し、道德的な概念へと転換したのである。宗教を手段として人類が「道德化」された「道德的世界」が「世界市民社会」にほかならない。

## 結 び

本稿では、『人間学』およびその遺稿を手がかりにして、カントの世界市民主義の道德的様相を明らかにしようとした。人類の使命は、「技術的素質」「実用的素質」「道德的素質」という3つの素質のそれぞれが「教化」「市民化」「道德化」によって十分に展開されることによって達成される。したがって、最終的に「道德化」によって「世界市民社会」に到達するこのような人類の未来の歴史の叙述のうちに、カントの世界市民主義の道德的様相を看取することができるのである。カントは、「市民化」から派生する国際関係の議論の中で、法的概念としての「世界共和国」を人類の最終的な到達点に掲げることを躊躇し、消極的代用物として「国際連盟」を提言している。この法的な限界を補完するのが道德的概念としての「世界市民社会」である。これは「最高善」や「至福」の実現される世界でもある。われわれ人間は、悪への性癖のゆえに数多くの犠牲や紆余曲折を経ながらも、この到達点へと向かう世界市民的な歴史の途上にいるのである。

ところで、本稿では「世界市民社会」および「世界市民」の概念について必ずしも十分な原理的説明や定式化がなされたわけではなかった。それは経験的な叙述を意図した『人間学』に依拠する限りやむを得ないことである。『普遍史の理念』と『基礎づけ』の平行な関係が示していたように、これらの説明や定式化は、むしろアприオリなカント倫理学の課題であったと見ることができる。『基礎づけ』における道徳性の原理の定式化や「目的の国」の提示は、カントの世界市民主義の原理的な成果を示していると言えるのではないか。しかし、世界市民主義を念頭においたカント倫理学の再検討は次の機会に譲らなければならない。この再検討によってカント哲学の基層としての世界市民主義の様相がより鮮明に析出されるはずである。

注

- (1) Martha C. Nussbaum, „Kant und stoisches Weltbürgertum“, in: *Frieden durch Recht. Kants Friedensidee und das Problem einer neuen Weltordnung*, hg.v. Matthias Lutz-Bachmann und James Bohman, Suhrkamp, 1996, S.49 この論文集には、英語版 *Perpetual Peace: Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, edited by James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, MIT, 1997 のほかに、英語版の日本語訳、ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルッツ・バハマン『カントと永遠平和 世界市民という理念について』（紺野茂樹、田辺俊明、舟場保之訳、未來社、2006年）がある。引用はドイツ語版に依拠した。
- (2) *ibid.*, S.58.
- (3) *ibid.*, S.60.
- (4) *ibid.*
- (5) *ibid.*, S.68.
- (6) 拙稿「世界市民主義の系譜とカントにおける世界市民的な地平」（『下関市立大学論集』第50巻第1・2・3合併号、pp.183-194、2007年3月）を参照。この論考では、世界市民主義の系譜の叙述とカントへの接続が示されたが、カント自身の世界市民的な様相が具体的に展開されたわけではなかった。本稿は、引き続きこの課題にアプローチしようとしている。
- (7) アカデミー版の引用箇所は6桁の数字で示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁が頁数、最後の2桁が行数である。たとえばこの箇所の(3,525.08)は、第3巻525頁8行を示している。『純粋理性批判』からの引用にはB版の頁数も並記した。引用箇所が複数行にわたる場合は最初の行数のみを示した。また、原文がゲシュペルト表記の場合には傍点を付けた。
- (8) Nussbaum, *ibid.*, S.57.
- (9) PAST MASTER, Kant: *Gesammelte Schriften*, INTELEX, 1992 に基づいて、アカデミー版カント全集の第1巻から第23巻までの範囲で *Weltbürger* と *Kosmopolit* およびこれらに関連する派生語を検索した結果を巻末の「別表」に示す。なお、カントの文中では *Weltbürger* と *Kosmopolit* の2つの表記が混在している。
- (10) 例えば、前掲の *Frieden durch Recht*. は、1995年5月、フランクフルトのヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学において、『永遠平和のために』出版200年、第二次世界大戦終結50周年、国際連合憲章制定50周年を記念して開催された学会の論文集である。英語版の序章には、「平和をもたらす法 *Recht* の効果」がこの論文集の基本テーマであること、全体としてカントの『永遠平和のために』の世界市民的理想が現代でも引き続き実践的に妥当であること、が記されている。平和な世界秩序を創出できるのは、平和を消極的過渡的に捉える古典的な「国際法 *Völkerrecht*」ではなく、積極的に世界市民の権利を盛り込んだ「世界市民法 *Weltbürgerrecht*」だけであり、論者たちは、カントの世界市民的理想を現代的に再構築しようとしている。  
また、寺田俊郎氏はこの英語版の邦訳の書評で、「寄稿者はマーサ・ヌスバウムやユルゲン・ハーバーマスをはじめ、いわゆるカント研究者ではないが、カントの「世界市民」の哲学を高く評価しつつ、政治、法、倫理の分野で活発に発言を続けている研究者たちである」と紹介している。そして、この時期にカントの永遠平和論が盛んに論じられた理由について、単に出版200年を記念してのことだけではなく、「1990年代になって、冷戦終結後の新しい世界秩序が模索されるなかで、カントの世界市民という理念（コスモポリタニズム）がいっそう注目を集めるようになったからである」とも述べている。『思想』(No.984)、岩波書店、2006年4月、68頁。
- (11) カント哲学を「人間学」と規定し、日本のカント研究に多大な影響を与えた高坂正顕（1900-1969）は、この『論理学』の箇所を自説の論拠にしているにもかかわらず、「世界市民的な意味での哲学」には一切触れていない。（高坂正顕『カント』（1939年）、理想社、1977年、41頁）また、その後の『続カント解釈の問題』（1949年）の解説文の中でカントの立場が「世界公民 *Weltbürger*」の立場ともいえるべきものであることに関心を示してはいるが、「世界公民の立場」と題する所収の論文は『永遠平和のために』の解釈を主としたものであり、カントの「世界公

- 民」の概念について主題的に論及したものではなかった。(『高坂正顕著作集』第三巻、理想社、1965年、437頁)
- (12) この点について坂部恵氏は「留保なしに断定してよいであろう」と述べている。坂部恵『理性の不安—カント哲学の生成と構造』(改装版)、勁草書房、2002年、53頁。
- (13) 巻末の「別表」を参照。
- (14) 『単なる理性の限界内の宗教』では、人間の「根源的素質」として「動物性の素質」「人間性の素質」「人格性の素質」の3つが挙げられている(6,026.02)。「人間性の素質」が『人間学』の「技術的素質」と「実用的素質」に、「人格性の素質」が「道徳的素質」に重なっていると理解すれば、カントは人間の素質として全部で4つの素質を、つまり、①動物的素質〔表記の統一のために仮にこのように表記する(筆者)〕、②技術的素質、③実用的素質、④道徳的素質、の4つの素質を想定していると見ることができる。地球に住む他の生物との差異を問題にする『人間学』の文脈において「動物的素質」は除外されている。
- (15) カントの教育概念は多様で複雑である。これについては、以下の第4章で改めて言及する。
- (16) 『普遍史の理念』の第7命題では次のように述べられている。「われわれは技術と学問によって高度に教化 *kultiviert* されている。われわれはさまざまな社会的な行儀よさと礼儀作法が煩わしくなるほどに市民化 *zivilisiert* されている。しかし、道徳化 *moralisiert* されていると見なすためには、まだ非常に多くのことが欠けている」(8,026.20)。
- (17) 「善意志は、幸福であるに値することの不可避免な条件すらを構成しているように思われる」(4,393.22)という『基礎づけ』の叙述を初めとして、『実践理性批判』の弁証論における「徳(幸福であるに値することとして)」(5,110.18)などを参照。
- (18) プットリッヒはカントの人間学および自然地理学の講義の受講生の一人であった。彼の名前を付けて呼ばれる両講義のノートは、それぞれ友人のノートの複写であったと言われている。次のウェブページを参照。 <http://users.manchester.edu/facstaff/ssnaragon/Kant/Bio/BioOtherFrames.html>
- (19) 拙稿「カントの教育論—道徳的理念はどのようにして実現されるか—」(広島大学倫理学研究会『倫理学研究』第2号、1989年6月、pp.27-46)を参照。
- (20) 拙稿「カント市民社会論における「自由」「平等」「自立」—『理論と実践に関する俗言』(1793年)の第二論文に基づいて—」(『下関市立大学論集』第45巻第2号、2001年9月、pp.81-89)を参照。
- (21) 拙稿「「1つの世界共和国」と世界市民社会—カント『永久平和のために』(1795年)の確定条項を手掛かりに—」(『下関市立大学論集』第46巻第2号、2002年9月、pp.67-74)を参照。
- (22) 拙稿「カントの倫理的市民社会論—『単なる理性の限界内の宗教』(1793年)の第三論文に基づいて—」(『下関市立大学論集』第47巻第2号、2003年9月、pp.51-60)を参照。
- [付記] 本稿は、平成20年度下関市立大学市民ゼミナールの講義と平行して執筆された。市民ゼミナールを受講していただいた市民の方々にお礼を申し上げます。

(別表)

アカデミー版カント全集 (I-XXIII) におけるWeltbürger (Kosmopolit) の関連箇所  
—PAST MASTER, Kant:Gesammelte Schriften, INTELEX, 1992による—

Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen. (1764)  
2,256.20 Weltbürgers

Träume eines Geistersehers. (1766)  
2,363.33 Weltbürger

Aufsätze, das Philanthropin betreffend. (1776-77)  
2,447.24 Weltbürger/2,447.27 Kosmopoliten/2,451.02 Weltbürgers

Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. (1784)  
8,015.04 weltbürgerlicher Absicht/8,017.28 die vernünftige Weltbürger/  
8,026.10 weltbürgerlichen Zustand/8,028.34 weltbürgerlicher Zustände/  
8,031.04 weltbürgerlicher Absicht

Kritik der Urteilskraft  
5,316.02 weltbürgerlicher Gesinnung/5,432.35 weltbürgerliches Ganze

Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. (1793)  
6,164.37 weltbürgerlichen Regenten/6,199.37 weltbürgerlichen moralischen Gemeinschaft

Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. (1793)  
8,277.26 Weltbürger/8,277.35 kosmopolitischer Betrachtung/8,307.03 kosmopolitischer Absicht/  
8,307.32 weltbürgerliche Verfassung/8,310.36 weltbürgerliche Verfassung/  
8,311.04 weltbürgerliches gemeinsames Wesen/8,313.20 kosmopolitischer Rücksicht

Zum ewigen Frieden. (1795)  
8,349.33 cosmopoliticum/8,358.28 weltbürgerlichen Verfassung/8,365.28 weltbürgerlichen Rechts/  
8,372.20 weltbürgerlichen Vereinigung

Die Metaphysik der Sitten. (1797)  
6,281.09 Weltbürger/6,311.25 cosmopoliticum/6,352.24 weltbürgerliche/6,352.24 cosmopoliticum/  
6,473.21 weltbürgerlichen Gesinnung

Der Streit der Fakultäten. (1798)  
7,092.04 weltbürgerlichen Gesellschaft

Anthropologie in pragmatischer Hinsicht abgefaßt. (1798)  
7,120.05 Weltbürgers/7,120.22 Weltbürger/7,130.14 Weltbürger/7,316.35 Weltbürger/  
7,318.19 Kosmopolit/7,325.21 Weltbürger/7,331.23 weltbürgerliche Gesellschaft/  
7,331.24 cosmopolitismus/7,333.09 kosmopolitisch/7,414.31 cosmopolitische Anlage

Logik. (1800)  
9,025.01 weltbürgerlichen Bedeutung

Pädagogik. (1803)  
9,448.07 kosmopolitisch/9,499.19 weltbürgerliche Gesinnung

Briefwechsel  
10,503.13(1787[307] an Friedländer) Weltbürger  
11,075.14(1789[375] an Jacob) Weltbürgers  
11,415.24(1791[563] von Spener) weltbürgerlicher Absicht

11,415.28(1793[563] von Spener) weltbürgerlich  
11,417.14(1793[564] an Spener) weltbürgerlicher Absicht  
11,420.21(1793[567] von Schwarz) weltbürgerlicher Absicht  
11,480.04(1793[610] von Klapp) Weltbürger  
12,058.31(1796[693] von Theremin) Weltbürger  
12,073.13(1796[703] von Tenisch) Kosmopolit  
12,082.11(1796[704] von Ungern=Sternberg) Cosmopoliten  
12,087.15(1796[710] von "Kosmopolit") Kosmopolit  
12,087.18(1796[710] von "Kosmopolit") kosmopolitische Denkungsart  
12,087.23(1796[710] von "Kosmopolit") kosmopolitischen Standpunkte  
12,101.33(1796[715] von Stang) weltbürgerlichem Gesichtspunkte  
12,107.19(1796[720] von Jasche) weltbürgerlichen Wunsche  
12,243.01(1798[806] von Jakob) Weltbürger

#### Reflexionen zur Anthropologie

15,517.21(Nr.1170) Weltbürgers/15,518.05(Nr.1170) Weltbürger/15,518.06(Nr.1170) Weltbürger/  
15,590.13(Nr.1352) Weltbürger/15,591.02(Nr.1353) cosmopolitism/15,591.05(Nr.1354) cosmopolitisch/  
15,618.21(Nr.1420) cosmopolitisch/15,625.09(Nr.1430) cosmopolitische Tugend/  
15,627.09(Nr.1435) cosmopolitische/15,629.11(Nr.1439) cosmopolitisch/  
15,629.16(Nr.1440) cosmopolitisch/15,629.21(Nr.1441) cosmopolitischer/  
15,630.02(Nr.1442) cosmopolitisches system der Weltgeschichte/15,630.04(Nr.1442) cosmopolitisch/  
15,630.05(Nr.1442) Cosmopolitismus/15,630.13(Nr.1444) cosmopolitische Andenken/  
15,634.05(Nr.1451) cosmopolitischer Gesinnung/  
15,648.05(Nr.1468) Cosmopolitischen Geschichtschreibung/15,780.30(Nr.1498) Cosmopolitisches Beste/  
15,873.19(Nr.1518) cosmopolit/15,897.03(Nr.1524) cosmopolitische

#### Reflexionen zur Rechtsphilosophie

19,568.19(Nr.7974) weltbürgerlich/19,608.33(Nr.8077) Weltbürgerliches Regiment/  
19,612.14(Nr.8077) Weltbürgerlichen Gut

#### Opus postumum

21,031.18 der Mensch als (Cosmopolita) Person (moralisches Wesen)/  
21,051.21 der Mensch als Weltbürger/22,619.20 Weltbürgerlichen Gesellschaft

#### Vorarbeiten zu Über den Gemeinspruch

23,134.30 weltbürgerlichen Gemeinen Wesen/23,140.01 Weltbürgerlich/23,140.05 cosmopolitische

#### Vorarbeiten zu Zum ewigen Frieden

23,174.32 Weltbürgerlicher Rechte/23,175.09 Weltbürgerliches Recht/  
23,179.07 weltbürgerlichen Rechts/23,188.05 Weltbürgerlichen Vereinigung

#### Vorarbeiten zu Die Metaphysik der Sitten (Rechtslehre)

23,352.29 cosmopolitische Föderation/23,352.30 Weltbürgerlichen Societät/  
23,352.31 Cosmopolitische republic

#### Vorarbeiten zum Streit der Fakultäten

3,458.18 weltbürgerlichen Verfassung